

町中豆腐うけ賣之者共、手前うけ賣事寄、不埒之族有之、紛敷鉢に候間、向後請賣不仕候様、急度可被申渡候。以上。

癸酉三月四日

和田小右衛門

水越八右衛門殿

長井源兵衛殿

今村次郎左衛門殿

松宮吉之佑殿

或は曰く、蠟燭は食品に非ずといへども、往昔蠟燭に火薬を加へ、放火の害をなしたり。故に蠟燭座を置きて製造方を吟味し、他國入の蠟燭を禁止せられたりといひ傳へたり。されば豆腐座を置かれたるも、豆腐は食品にて、製造のまゝ食用とするものなるが故に、製造方を吟味せしめんために豆腐座を置き、勝手次第に製造する事を停止せられしかど、寛文六年十一月より商賈人勝手次第に製造方を免許せられたるなり。但し請賣の者共は、製造方不吟味にて、不埒の族などなきにしもあらず。殊に何れの豆腐屋にての製造といふ事も判然せざるがゆゑに、元禄六年三月請賣豆

腐の分は停止せられしとぞ。往昔は都て食品の製造物は、甚だ吟味方嚴重なりし事、是等にて知られたり。然るに其の後は追々右様の取締り寛に相成り、萬づの食物等平賣指解に相成るに隨ひ、豆腐座なども座の縮りを解かれ、遂に廢せられたるなりと見ゆれど、その廢止の年曆は未だ詳かならず。

○法船寺舊地

三壺記に云ふ。寛永八年四月十四日壽福院殿御葬送の灰塚もいまだ納まらず。番人を付け置かるゝ處、大風吹き、天氣も能く、から風にて世間も騒敷思ふ處に、已の刻頃犀川橋爪法船寺の門前町貳軒の間に火をはさみ焼け上りて、法船寺の薬師堂にもえ付き、客殿・庫裏に移り、河原町一面に火と成る。南風強く、中河原の大橋を燒落し、本町より東をさして惣櫓の外は立町より燒拂云々。法船寺權譽上人は火本なればとて、籠舎被仰付、扱門前之者吟味之處、互に争ひに成り、貳軒の家主も籠舎被仰付處、火付け露顯し、泉野にて火罪に處せられ、其後法船寺住持籠舎御赦免、門前の火本は貳人ながら御追放に成り、法船寺には犀川の下

にて河原を寺屋敷に被下けり。とあり。法船寺由來書に、開祖念譽上人、瑞龍公御意を以て三輪法受母儀養子坊主に被命、其由縁を以、瑞龍公當地御在城之頃、犀川橋爪に於て寺地拜領被仰付。とあり。今寺傳に、舊寺屋敷は今云ふ五枚町より古寺町へ入込む角邊の邸地にて、門前地も少しく有りたるよしいひ傳ふ。といへり。

○大野瀬木

五枚町の町尻と傳馬町の入口との間なる瀬木をば、大野瀬木と呼びて、犀川の流を塞ぎ入れ、川下大野村等數村の用水となし、大野一郷の田地をば養へり。故に大野瀬木と呼べり。其の用水川を鬼川といひ、或は御荷川とも書けり。此の川の事は下文に記載す。

○古寺町

此の町は、往昔は河原町と稱し、一町皆寺屋敷也。然るを利常卿の時、悉く泉野寺町へ移轉を命ぜられ、跡地は諸士の邸地に賜はり、夫れより古寺町と稱すといへり。按ずるに、此の地の寺院共に轉地を命ぜられし事は、三壺記に、元和二年の頃瀧與右衛門と云ふ人、石川、河北兩郡裁許を

命ぜられ、犀川大橋より坂の上畠にて、所々小松など有りけるを寺地となし、河原町の裏西方の寺町なる寺々をば彼地へ移せり。とあり。菅家見聞集には、元和二年金澤中町々立替るに付、町中に有之寺院共を、泉野並に淺野川山際へ被集。と記載すれど、その轉地を命ぜられしは元和元年の事なりけん。貞享二年の諸寺院由來帳を考ふるに、泉野寺町淨安寺の由來書に、高德公當地御入部に付、御跡を慕ひ罷越す故、寺町に寺地拜領、四十年罷在處、微妙公之御代御用地に被召上、元和元年石川茂平取次に而代地泉野寺町に於て拜領被仰付。といひ、同寺町立像寺の由來書には、天正十一年金澤御入城之頃、河原町に而寺地拜領之處、其後御用地に相成り、泉野寺町に而代地拜領被仰付。とあり。又同寺町妙典寺の由來書に、慶長十四年於川原町二寺屋敷拜領之處、元和元年屋敷替被仰出、於泉野代地拜領被仰付。又同寺町寶成寺の由來書に、微妙公御代於河原町二寺屋敷拜領仕處、其後御用地に被召上、於泉野替地拜領被仰付。など、あり。右由來書共に據れば、轉地を命ぜられしは元和元年にて、最前の寺地をば皆河原町と載せられたれば、